

第 9 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 6 年 7 月 2 9 日

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

西脇市・黒田庄町合併協議会

第9回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成16年7月29日（木）

午後1時30分から

場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター

3F マナビータ・ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第24号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

(2) 協議事項

協議第41号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第42号 各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて

協議第43号 各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて

協議第44号 各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて

協議第45号 各種事業（学校教育事業）の取扱いについて

協議第46号 各種事業（文化振興事業）の取扱いについて

(3) 事前提案事項

協議第47号 各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について

協議第48号 各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について

協議第49号 各種事業（その他事業）の取扱いについて

協議第50号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第10回 8月26日（木）黒田庄町中央公民館

第11回 9月6日（月）西脇市生涯学習まちづくりセンター

第12回 9月30日（木）西脇市生涯学習まちづくりセンター

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

区 分	氏 名	出欠確認	備 考
1号委員 (市長・町長)	内 橋 直 昭	出	会 長
	東 野 敏 弘	出	副 会 長
2号委員 (議長・議員)	藤 原 正 嗣	出	
	北 脇 敏 敬	出	
	村 井 公 平	出	
	上 田 平 八	出	
3号委員 (学識経験者)	神 部 良 夫	出	
	小 林 茂 夫	出	
	浅 田 康 子	出	
	岩 崎 貞 典	出	
	生 田 弘 之	出	
	長谷川 俊 雄	出	
	三 谷 康	出	
	西 村 萬里子	出	
	宮 崎 正 則	出	
	東 野 一 彦	出	
	藤 井 良 己	出	
	西 山 孝 彦	出	
大 西 一 三	出	副県民局長	

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

区 分	氏 名	備 考
幹 事 長	藤 原 泰 一	黒田庄町助役
副幹事長	來 住 壽 一	西脇市助役
幹 事	松 原 照 幸	黒田庄町収入役
〃	丸 山 隆 義	西脇市教育長
〃	白 川 洋 彦	黒田庄町教育長
〃	遠 藤 隆 義	西脇市企画総務部長
〃	黒 田 辰 雄	西脇市企画総務部企画担当次長兼企画課長
〃	吉 本 豊	黒田庄町企画振興課長
総務・企画部会長	浦 川 芳 昭	西脇市企画総務部総務担当次長兼総務課長
総務・企画副部会長	杉 原 慶 一	黒田庄町総務課長
総務・企画部会員	牛 居 義 晴	西脇市企画総務部財政課長
住民・福祉部会長	櫛 原 修	黒田庄町保健福祉課長
住民・福祉副部会長	藤 原 逸 朗	西脇市福祉生活部市民生活担当次長兼生活環境課長
住民・福祉部会員	大 豊 三 郎	西脇市福祉生活部人権推進課長
〃	山 本 幸 子	西脇市福祉生活部健康課長
〃	林 英 雄	黒田庄町住民課長
教育部会長	藤 井 誠	西脇市教育委員会総務担当次長兼教育総務課長
教育副部会長	藤 原 邦 昭	黒田庄町教育委員会教育指導課長兼管理課長
教育部会員	岡 田 哲 二	西脇市教育委員会社会教育担当次長兼生涯学習課長
〃	栗 田 正 幸	西脇市教育委員会学校教育課長
〃	長 井 孝 男	西脇市教育委員会人権教育室長
〃	大 崎 夏 子	黒田庄町教育委員会生涯学習課長兼中央公民館長
県 民 局	小 林 武	北播磨県民局企画調整部市町・防災担当参事

合併協議会事務局職員出席者名簿

職 名	氏 名	備 考
事務局長	内 橋 敏 彦	
事務局長補佐	藤 原 俊 三	
〃	柳 田 みどり	
事務局員	足 立 英 則	
〃	高 瀬 崇	
〃	山 口 英 之	
〃	佃 順 子	
〃	板 場 逸 史	

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長</p> <p>上田委員</p> <p>事務局長</p> <p>内橋議長</p>	<p>(開 会 午 後 1 時 3 0 分)</p> <p>失礼いたします。皆さん、お忙しいところご苦労さまでございます。定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>開会に先立ちまして、去る6月20日に任期満了に伴います黒田庄町の議会の選挙が執行されました。7月の臨時議会におきまして、新しい議会構成がなされております。それに伴いまして、協議会の委員さんの変更がございましたので、ご紹介を申し上げたいと思えます。黒田庄町議会副議長の上田平八様でございます。</p> <p>それでは、ここで上田委員さんに一言ごあいさつをいただきたいと思えますが、過日、会長の方からは委員さんに委嘱させていただいております。それでは委員さん、よろしく願いいたします。</p> <p>失礼いたします。ただいま紹介をいただきました黒田庄町の上田平八と申します。前任者の宮崎好史委員にかわりまして、過日、委嘱を受けましたので、この本日の協議会から参加をさせていただきます。以後、どうかよろしくお見知りおきをいただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ですがごあいさつとかえさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、開会を議長の方からお願いいたしたいと思えます。議長、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。連日大変な暑さが続いておりますが、本日は第9回の西脇市・黒田庄町の合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆さん方には大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。</p> <p>まずは、先ほど紹介がございましたが、黒田庄町議会の上田平八議員には、協議会委員として大変お世話になりますが、どうぞ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>さて、今月の12日より西脇市の津万地区、黒田庄町の前坂地区を皮切りに、この8月25日まで地区ごとに合併に関する住民説明会を開催いたしております。</p> <p>会場では、さまざまなご意見、ご要望をお聞きいたしておりますが、これらを踏まえまして協議、審議をより深めていきたいというふうに考えております。委員の皆さん方には、本日もどうぞ引き続き慎重にご審議を賜り、よりよい協議ができますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、議事に入ります前にひとつお断りをさせていただきたいと思ひます。前回の協議会におきまして、合併の期日について今月の協議会で事前提案することを報告させていただきましたが、その際、委員の皆さん方からいろんな意見をちょうだいいたしました。</p> <p>それを受け、検討いたしました結果、まずは未提出の協定項目の協議を早期に終了させることに最大限に努力をするということが、現時点で一番大切であるというふうに判断をいたしました。したがいまして、今回合併の期日についての提案は見送りをさせていただくとともに、この協議会日程の追加につきまして、本日の最後に説明、ご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、何分ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、協議会規約に基づきまして会議の議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の協議会は、報告事項1件、協議事項6件、事前提案事項4件でございます。</p> <p>また、本日会議の出席委員は19名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしました。</p> <p>座って進行させていただきます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
長谷川委員長	<p>それでは、ただいまより第9回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。</p> <p>初めに、会議次第第2、会議録署名委員の指名でございます。今回の会議録署名委員の指名でございます。今回の会議録署名委員には、西脇市の浅田康子委員、黒田庄町の西村萬里子委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事の報告事項から進めさせていただきます。報告第26号新市まちづくり計画検討小委員会活動について、小委員会の長谷川委員長より報告をしていただきます。長谷川委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、座ったままで失礼させていただきます。</p> <p>報告第26号新市まちづくり計画検討小委員会の活動について報告申し上げます。本日は、7月21日に開催しました第8回小委員会の活動報告とともに、これまで8回の小委員会で協議し、検討してまいりました財政計画を除く計画素案につきましてもあわせて概要を報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず報告資料2ページをごらんいただきたいと思います。第8回小委員会を7月21日に、西脇市生涯学習まちづくりセンターで開催いたしました。</p> <p>議事の1番目として、過去7回の委員会で協議してきました新市まちづくり計画の素案について、全体を通して改めて検討し、委員会の委員から意見のあった箇所については修正を行うとともに、一部については事務局で整理・検討を願うことにいたしました。</p> <p>また、これまで策定してきました計画素案を、本日の協議会で委員長報告することにいたしました。</p> <p>それから、議事の2番目として、計画策定スケジュール及び今後の小委員会の活動についてですが、県との事前協議など、今後</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>の計画策定に係るスケジュールを事務局より説明を受けました。</p> <p>また、現在両市町で開催されている住民説明会終了後、説明会での意見を集約し、財政計画を含めた計画素案について次回の小委員会で協議し、協議会での報告を行い、一連の小委員会活動を終了することを確認いたしました。</p> <p>次回、最後の小委員会については、9月2日午後6時30分から、西脇市生涯学習まちづくりセンターでの開催を予定しております。</p> <p>続きまして、別冊の資料「新市まちづくり計画素案」とタイトルのあるものをごらんいただきたいと思います。これまでの小委員会の協議を踏まえ、策定してまいりました序論から第5章までの新市まちづくり計画の素案でございます。計画素案の前半の半分、3月19日の第5回協議会で行いました中間報告と重なりますので、53ページ以降につきまして、かいつまんで説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、順を追って説明しますので、まず53ページをごらんいただきたいと思います。新市まちづくりの理念と将来像についてまとめております。まちづくりの理念については、先の中間報告のとおり3つの理念を定めておりますが、二つ目の「豊かな自然と共生しながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します」という理念については、将来像の決定を受けて、以前の理念から修正をしております。</p> <p>次に、54ページをごらんいただきたいと思います。4月15日に開催の第6回小委員会で、4つの候補から新市の将来像として「いのちいきいき 自然きらきら 共生のまちにしわき」を、委員の皆様のご投票により決定していただきましたので、その後小委員会で決定しましたサブタイトル「市民が主役！ 次世代につなぐ ふるさとの創造」とあわせて掲げております。また、将来像に掲げられた思いもまとめております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>引き続き、55ページから57ページにおきましては、将来像を実現するまちづくりの基本方針として、分野別に5つの基本方針とそれらの基本方針を効果的に整理するため、市民自治と行財政改革の2つの分野を、新しい西脇市のまちづくりの根幹として位置づけ、基本方針を支える推進方策として定めております。</p> <p>次に58ページ、59ページの新市の都市構造については、中間報告のとおりですので省略いたします。</p> <p>引き続きまして、60ページをごらんいただきたいと思います。新市の主要課題、これを踏まえた新市のまちづくりを進める上で、根本的な考え方と目指すべき姿である新市の将来像とまちづくりの理念、さらに将来像を実現していくためのまちづくりの基本方針と、基本方針を支える推進方策、そして施策の柱を体系図としてあらわしたものであります。</p> <p>62ページ以降では、新市の施策としてまちづくりの基本方針ごとに方針を構成する施策の柱に沿って、主要施策の展開について整理をしております。</p> <p>引き続き、次に65ページをごらんいただきたいと思います。ここでは、「ともに支えあい、みんなが笑顔で安心して暮らせるまちづくり」という基本方針に関する、新市の実施予定の主要事業、それからその下に県民局から示されました合併に伴う県実施予定事業を、表形式で掲載しております。なお、ここに掲載しております新市で実施予定の主要事業の洗い出し作業につきましては、両市町の事業調査、また小委員会からの提案などをもとに、施策の柱に沿って拾い上げております。</p> <p>ここで、この主要事業の掲載に当たっての基本的な考え方につきまして説明いたします。新市まちづくりの計画は、合併後10年という長期にわたる計画となっており、いわゆる合併特例債につきましては、この計画に基づいて行う事業のうち、特に認められたものについて対象とされます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>なお、この部分の策定に当たっては、事務局より先進地事例や総務省の方針でも、「合併特例債の対象になる事業を含め、主要事業については大まかな方針でよいとされている」との説明を受け、小委員会においても検討し、主要事業については抽象的な表現にとどめる。今後の柔軟な、事業運営が可能となるよう配慮すべきであるとの考え方から、このような表現としております。ただし、施策展開の方向性が出てるだけ、打ち出せるものについては文章の中で表現するように心がけております。</p> <p>それから、複数の分野にわたり事業展開が必要な事業につきましては、表の中に括弧書きで<再掲>という形で表示いたしております。</p> <p>文章の中で専門的な単語が出てまいりますが、これらにつきましては欄外に注意書きをつけることで対応しております。</p> <p>以上の考え方で、76ページまで主要事業についてまとめさせていただいております。</p> <p>77ページから83ページにかけましては、基本方針を支える推進方策をまとめております。この部分につきましても、今説明いたしました施策の柱ごとの主要事業の掲載方法と、基本的には同じであります。これらの施策は新市まちづくりを進めていく上での根幹となる施策であり、合併を契機に新しい西脇市がどういったまちをつくっていくかということを示す、最も重要な部分として位置づけております。そのため、新しい自治体制のイメージを示した上で必要な市民自治と抜本的な行財政改革を掲げ、施策展開や主要事業について取りまとめております。</p> <p>84ページには、公共的施設の適正配置と統合整備に向けての基本的な方針をまとめております。</p> <p>85ページ以降の第6章財政計画につきましては、初めにも申し上げましたとおり、次回の小委員会で確認し、最終報告には添付をさせていただきたいと考えております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>本日、この短い時間の中で説明申し上げましたので、これまでの計画素案の内容を確認いただくには難しいと考えております。そこで、新市まちづくり計画検討小委員会からのお願いであります。中間報告と同様に本日お手元に計画素案に関わる意見シートというものを配布させていただいております。お手数ですが、計画素案をご確認いただき、ご意見、またご提言などありましたらいただきたいと考えております。郵送、ファックス、電子メール、又は両市町の企画課へ直接提出いただくなど、どのような方法でも結構でございますので、恐れ入りますが8月10日までに事務局へ届きますよう、どうぞよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>新市まちづくり計画検討小委員会からの報告は、以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。報告第26号新市まちづくり計画検討小委員会活動について報告が終わりました。協議会委員の皆さんには、先ほど長谷川委員長より依頼がございましたように、この意見シートの提出について、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>また、小委員会も次回が最終となるようでございます。委員の皆さんには本当にご苦労さまでございますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、報告事項は終わらせていただきます。</p> <p>続きまして協議事項に入ります。まず、協議第41号事務組織及び機構の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第41号について説明させていただきます。恐れ入りますが、資料の1ページをお願いいたします。</p> <p>事務組織及び機構の取扱いについて。</p> <p>(1) 新市の事務組織及び機構については、新市における組織・機構の整備方針を基本とし、その趣旨に沿った組織・機構を構築</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>する。</p> <p>(2)でございます。支所(黒田庄地域総合事務所)については、合併前の黒田庄町の地域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p> <p>この協定項目につきましては、新市の事務所の位置の協定項目で、本庁は西脇市役所、黒田庄町役場は当分の間新市の支所(地域総合事務所)とすると確認をいただいたことをもとに専門部会を中心に検討し、新市における組織・機構の整備方針を定めました。</p> <p>3ページをごらんいただきたいと思います。新市の組織及び機構は、本所及び支所、この事務の円滑で効率のよい執行のために、そこに挙げてますようにアからキの総括方針を基本として整備をするものとしたしております。</p> <p>また、その下に(2)で個別整備方針として、両市町の現有庁舎を有効活用することや、黒田庄地域総合事務所を合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する、現地解決型の事務所とするなどを挙げております。</p> <p>ただし、そのキをごらんいただきたいわけなんです、総合事務所の所管事務につきましては、そこに挙げてますのは骨格案であり、今後変更もあり得ることをご了承賜りたいと思います。なお、さらに詳細な内容につきましては、今後検討を重ね、新市移行の際には住民周知に心がけてまいりたいと思います。</p> <p>8ページをごらんいただきたいと思います。そこに、新市の行政組織イメージ図を掲げておりますが、一番下の米印、小さい字で申しわけございませんが、この図は行政組織のイメージ図を示したもので、ここに職務権限、それから命令系統、これは反映し</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ておりません。また、部、課などの名称を数を挙げとるわけなんです。あくまでもこれは例示で、詳細は今後検討してまいります。</p> <p>8 ページには、市長部局の機構図で黒田庄地域総合事務所には整備方針をもとに4つの課を置くことを検討しており、また9 ページには教育委員会部局の機構図で、これは黒田庄公民館を1つの課として置くというように検討しております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたしたいと思います。</p> <p>協議第41号事務組織及び機構の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第41号について、ご質問、ご意見等がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、東野委員。</p>
東野委員	<p>黒田庄町の東野です。黒田庄町民にとりまして、西脇市との合併は大変好ましいことであり、スムーズに合併に向け協議が進んでいくことを切望しています。また、市長様が最初申されましたように、西脇市と黒田庄町が対等の立場でお互いを尊重しながら、それぞれの特性を生かしたまちづくりに向け、協議を進めていくことが最も重要であると考えていると、力強く話してくださいました。</p> <p>そのような中、黒田庄町の地域総合事務所の取扱いについて、多くの町民が大変な関心を持って見守っています。</p> <p>3 ページに、先ほども説明がありましたように、個別整備方針の工の中に、一般に住民サービスに提供する総合行政機関であるとともに、地域振興を拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とすると記されています。新市において整備されることと思いますが、地域振興のための予算や財政運営、所長の執行権や権限に及ぶ範囲等については、どのようなものか住民も気になるところです。</p> <p>また、7 ページに関係法令、支庁及び地方事務所等の長、17</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長</p>	<p>5条に、支所の長は事務吏員をもってこれに充てるとあります。しかしながら、1期4年ぐらいは例えば助役なみの権限とポストをもって、総合事務所の所長を努めるような方向性を出していただけないのか、大多数の町民が望んでいるところであります。真摯なご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>事務レベルで、そこまで踏み込んでお答えさせていただくのは、大変失礼なんですけど、とりあえず今提案をさせていただきましたので、提案の補足ということでとらえていただきたいと思うんですが、この今おっしゃいましたように、地域総合事務所につきましては、現地解決型の事務所という内容でございます。</p> <p>この支所の職務権限なり、命令系統だと思っんですけれども、まだ踏み込んでおりません。今回の協議を踏まえまして、これは新しい市長さんの方針になると思います。</p> <p>ただ、ご存じだと思っんですが、合併の日から50日以内に、市長さんが決定されますが、新しい市長さんが選任されまして、その段階で今おっしゃいました助役さんや収入役さん、この特別職を新しい市長さんが選任される。そして、議会の同意を得るということでございますので、そういう議会の同意を得たとしましても、別途に支所とか部の設置につきましては、条例提案をさせていただいて、その中で議会の議決を得なければなりません。そういうような状況の中で新しい西脇市のこの行政運営、この根幹になりますこのような組織とか、人事案件については新しい市長さんにゆだねるところが主なということで、事務レベルではこの辺でご理解を賜りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>内橋議長 三谷委員</p>	<p>はいどうぞ。三谷委員。</p> <p>三谷です。東野委員さんに関連した意見になると思います。今、局長より説明があって理解できとるわけですので、ぜひとも</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>お願いしますというふうなことで、意見は結構ですので、結局最終的には新市の市長にゆだねるというおかしい言い方になるかもわかりませんが、市長のお考えによって地域総合事務所なりのあり方いうものは、生まれてくるなあという感じを今受けとめてるわけですが、ぜひとも当分の間の黒田庄地域総合事務所いうものに対する位置づけは、現地解決型ということで、これも表示しているわけですが、それぞれの住民の混乱というか不安というか、拭い去るためにも、ぜひとも新市の市長さんの中で、それだけの位置づけをお願いしたいということを、重ねて意見として申し上げておきますのでよろしくをお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですが、再々になりましてくだいようなんですけれども、今挙がりました意見は根幹をなすところだと思うんです。確かに、形として地域総合事務所の機能は備えるけれども、財政面、もしくは執行権が全くないような状態になったら、今まで検討を重ねてきたことは単なる窓口取扱い事務所にしかありませんので、くれぐれもその辺の執行権及び財政権にも関与できるような権限をぜひともよろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>新市における構造、機構等を検討するのは、それは当然のことだと思うんですが、くれぐれもその1点だけ念頭に置いていただいた上で、しっかりとした構想を組んだ上で新市に引き継いでいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ちょっと、幹事会の方を代表して副幹事長の方からお答えさせていただきます。</p>
<p>副幹事長</p>	<p>ただいま、いろいろとご意見をいただいたところでございますが、それもまた踏まえて新市の中でご検討いただくというようなところで進めていくべきだろうと思っておりますが、これまで幹事会の中</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>でいろいろと検討してまいりました内容も、ちょっとご説明申し上げたいというふうに思います。</p> <p>地域の解決型ということで、支所の機能を考えていくというのは何も変わっておりません。ただ、その今おっしゃいます執行権でありますとか、それから計画を独自のものです、ユニークなものに仕上げるといったようなことから考えましても、何が適切であろうというようなことも、幹事会の中では検討いたしました。</p> <p>その中で、ただいま私どもが幹事会の中で意見交換をしてございますのは、本庁の部長級にはそれぞれの権限を皆持っているわけでございますので、ただ建設であるとかいろんな部がございますけれども、その所掌の内容が支所長というのは少し違ってこようというふうに思いますけれども、その所掌の中で部長権限でもって、地域解決型の施策を実行できるような方向で、検討していこうかというような話が出ているのは事実でございます。</p> <p>そういう方向で、進めていいものか、またご検討もいただければありがたいと思います。</p>
内橋議長	はい、東野委員。
東野委員	今も助役さんが申されましたように、あくまで関係法令の175条を遵守していくという方向なんではないでしょうか。事務吏員をもってこれにあてるとというのがございますね。
副幹事長	先ほどの175条の事務吏員をもってこれにあてるという方向で検討をいたしました。
内橋議長	はい、北脇委員。
北脇委員	<p>今、この場できちっとしたことを答えるというのは無理かもわかりません。そしたら、例えば予算組みの場合は年次計画を立てて、それが例えば新しい市会で認められた予算内であるというような形になる。そうやね。そう理解した方がわかりやすいね。</p> <p>そしたら、こういうちょっといいことばかり書いたらいかんなど、そういうふうに思うんですけどね。地域振興の拠点とし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
副幹事長	<p>て、企画立案を現地解決型というような、こういう書き方はあまりにもちょっと黒田庄町にとっては夢を持たすような形になるん違うんかいね、と思いますねんけど。</p> <p>予算等につきましては、地方自治法上の規定に沿いまして、今おっしゃいましたとおり議会の議決を経て決めていくということが当たり前だというふうには思っております。</p> <p>ただ、予算編成時点の中で、こういう方針であります限り、支所としての役割とは何ぞやという議論はかなり慎重に議論すべきで、その中で予算編成作業をしていかねばならない。ただ、支所が自由にお金を使い、自由に方向性を決められるというものでは決してないだろうというふうには思っております。</p>
内橋議長 上田委員	<p>ほかに。上田委員。</p> <p>黒田庄町の上田でございます。くどいようで、再度お聞きしますけれども、ただいま西脇市の來住助役がおっしゃったように、この事務吏員をもって充てるということは、結局はっきり言えばその特別職は充てられないという結論になりますが、そういうことで結論づけられるわけですか。</p>
副幹事長	<p>先ほども申し上げましたとおり、幹事会の中ではそういう方向で検討いたしました。今こういうご提案もあるわけでございますし、それぞれのご意見をご議論いただきまして、方向性の検討もしていただければいいだろうというふうには思っております。</p> <p>幹事会の方で審議をしたものがそのまま決定事項というわけではございませんので、そういう方向で考えようということで幹事会ではまとめましたけれども、協議会の中でもご議論いただければありがたいというふうには考えております。</p>
内橋議長 三谷委員	<p>はい、三谷委員。</p> <p>三谷です。法令の175条の2項にもあるように、結局、基本的には先もお願いしましたように、新市の市長さんのお考えによっていろんな形が生まれてくるかなというふうな理解を僕はして</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>ますので、そういう形でぜひとも意見としてお願いしたいと。ここで、何がどうかというふうな、そういうものはこれ当然幹事会では出てこないものというふうに理解しますし、基本的には新市の市長さんの考えに委ねざるを得ないと違うかなというふうな感じを強く持っていますので、ぜひともそういう点でお願い、意見として置いていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>はい、ほかに。はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけども、先ほどご意見として申し上げましたけれども、この合併問題でやっぱり一番大事なことは財政改革だと思っているんです。私たち自身、今黒田庄町が大事やから、今のような意見を申し上げただけではなく、当分の間住民が混乱を来たさないようにという範囲内の意見を、個人的にはさせていただいたつもりなんです。</p> <p>ですから、基本には西脇市黒田庄町となっても、黒田庄町だけを特別視した状態を永続的にお願いをしたいとか、そういう意見ではないんです。当分の間、住民が新市の施策に対応していくのに混乱を来たさない程度の期間を、こういう柔軟な対応をしていただいて、新市発足してきたら、新しい市民の一員ですので、黒田庄町だけが特別視というものを願望しているものではないんです。</p> <p>ですから、先ほど言いましたようにその方向性を定めていく上で、財政改革というのを念頭にしっかりと置いた上でのご検討をよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p>内橋議長 西村委員</p>	<p>はい、西村委員。</p> <p>すみません。西村です。現在住民説明会が行われている最中ですけども、こういう問題につきましては大変厳しい面も出てくると思うんですけども、安心するようなとか、希望を持たせるような、厳しいところはもう厳しいということをはっきり言ってい</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>ただいて、そういう説明であってほしいと。大丈夫なんだろうなというふうな、不安感を抱いていたのを抑えるような説明は、やっぱり厳しいところは厳しいんですから、はっきり言っていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにご覧いませんか。ほかにならぬようでございますので、いろいろ意見も聞かせていただきましたが、この調整内容につきまして採決に移らせていただきたいというふうに思います。</p> <p>協議事項の表決につきましては、前回までの協議会同様に挙手による方法といたしまして、3分の2以上の賛成をもって決することといたします。</p> <p>それでは、採決をいたしたいと思います。お諮りいたします。協議第41号事務組織及び機構の取扱いについて、この原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、協議第41号事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局長	<p>それでは、続きまして協議第42号各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第42号について説明させていただきます。資料の50ページでございます。お聞きをお願いしたいと思います。</p> <p>各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて。</p> <p>まず、（1）でございます。隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。</p> <p>（2）人権推進協議会については、新市において再編に向け調整</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>する。</p> <p>(3) 人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>(4) 人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>(5) 人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。</p> <p>(6) 男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。</p> <p>12ページをごらんいただきたいと思います。まず、隣保館でございますが、西脇市は3館、黒田庄町は1館の隣保館がございます。</p> <p>それぞれ、相談事業、福祉事業、啓発及び広報活動事業、文化創造事業等、特色ある活動を展開しております。</p> <p>隣保館事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、地域福祉の向上を図り、人権問題の解決に資するため、各館の実情に応じて実施をすることといたします。</p> <p>二つ目でございますが、人権推進協議会でございます。これは、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進協議や円滑な実施のために西脇市が設置している機関で、15名の委員で構成されております。</p> <p>黒田庄町では、現在この機関を設置しておられません。</p> <p>人権推進協議会につきましては、人権尊重のまちづくりに資する人権教育、人権啓発を推進するために、新市において委員の構成等、再編に向け調整することといたします。</p> <p>次に、三つ目でございますが、人権教育協議会でございます。西脇市における人権教育の推進を図るために、行政と市民が一体</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>となつて、さまざまな人権課題の解決に向けての取組を行うことを目的とする、公共的団体でございます。</p> <p>各地区にも人権教育協議会があり、その上部団体として組織されており、市の補助金をもって、研究大会や定例推進員研修会等を運営しております。</p> <p>4番目の、人権教育推進員は、人権教育を全市民のものとし、各町及び自治会において人権教育の推進を図るために、町の規模に応じ、1～3名を教育委員会が委嘱しております。地区人教の定例研修会や指導者講習会などに参加し、町別学習会の企画運営にあっております。</p> <p>また、人権教育推進委員は地区人教会長等の推薦により、14名以内を教育委員会が委嘱し、各種研修会等に参加し、助言指導にあっております。</p> <p>黒田庄町におきましては、人権教育協議会、推進委員等は、今までの人権政策を見直す中で、平成13年度末をもって発展的に解消されてまいりました。</p> <p>人権教育推進員、委員につきましては、現行のまま新市に引き継ぎ、人権教育協議会とともに、これまでの両市町の取組を踏まえ、新市において調整することといたします。</p> <p>5番目に、人権啓発事業ですが、両市町とも講演会の実施や啓発資料の作成配布等を行っております。西脇市は、町別学習会を人権教育推進員を中心に毎年各町で実施しております。</p> <p>黒田庄町では人権啓発活動助成事業として、地域及び団体が自主的に企画・運営し、人権啓発活動を実施するための活動費を助成する制度がございます。</p> <p>人権啓発事業については、市民一人ひとりが人権を尊重し、お互いを思いやる意識を育ていけるよう、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編することといたします。</p> <p>6番目に、男女共同参画事業でございますが、西脇市において</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>は平成14年3月に、西脇市男女共同参画基本プランを策定いたしました。計画は10か年とし、推進本部を設置し、セミナーを年5～6回、各種学習会、研修会等を開催しております。</p> <p>黒田庄町におきましては、この事業は人権啓発の一環として実施されております。この男女共同参画基本プランについては、新市において西脇市のプランを基本に、早期に見直しを行い、男性と女性が社会のあらゆる分野で対等に参画できる体制の整備に努めてまいります。</p> <p>ただし、見直し完了までの間は西脇市のプランにより事業推進を行うことといたします。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。</p> <p>協議第42号各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて説明が終わりました。</p> <p>ただいまの協議第42号について、ご質問、ご意見等をお受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p>
北脇委員	<p>はい、北脇委員。</p> <p>黒田庄町の北脇です。人権啓発施策について、4回でしたかいね、これにちょっと関連した事項。副幹事長がこのことに関して答えてくれたったことがあると思うんですが、もう一遍戻りますが、ご存じのように人権施策の啓発については、この推進、まちづくり計画の素案で謳ってあるとおりを目指していただいたら結構かと思うんですが、ご存じのように、我が黒田庄町では人権問題、それからこの問題についていろんな議論を呼んでですね、この協議会、それから団体等について非常に混乱をいたしました。</p> <p>それで、13年度に発展的にこの協議会、いろいろそういう分については、発展的に解消するというような事態になってますのでね、ここで謳われる、例えば「新市において再編する」とかですね、そういうような問題については黒田庄町は非常にこの問題についてはどう言うんかね、ものすごく住民が関心を持っています</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 東野副会長</p>	<p>のでね。このことによって、新しい市によって、またこの問題が発展的にしていくということについては、西脇市民にとっても黒田庄町住民にとっても、非常にこのことでまたいろんなイデオロギーの問題ですとかね、そんなんでも困っていくというような問題は避けてほしいと、そういうような大事な問題なんです。</p> <p>この問題は私個人の意見としては、もう少し協議をして、しっかりした方向づけを出しながらですね、何も、かといって誤解のないように、西脇市で進めてもらってるやつがいいとか悪いとか、そういうような意味ではございませんので、しかし黒田庄町にとって例えばその協議会を再編するというようなことについては非常にどないかな、混乱を来たすん違うんかな。そういうように思ってますので、やっぱりそこらはもう少し幹事会なり、ほかの人の意見も聞きますが、やってほしいなと、そういう思いであります。</p> <p>ほかにございますか。東野委員。</p> <p>失礼いたします。先ほど北脇議長の方からお話があった点、ちょっと補足をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>特に、協議事項の3点、4点目について人権教育協議会についてはこれまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する、そういうような形で幹事会提案をいただいています。</p> <p>そういうような点では、西脇市と黒田庄町、この問題については大きく、たぶん取組が違うというふうに思いますし、黒田庄町の方にとってはこのことは大変敏感な問題だという点をぜひわかっていただきたいと思ってちょっと時間をいただきたいというふうに思います。</p> <p>本町、住民の皆さんそれぞれの8,200人の方が基本的人権を大切にされる、そういうふうな人権教育が必要である。これ皆さん、思われています。私も当然そうです。西脇市の方も同じだろうというふうに思います。そして、生活改善、そういうような</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>面で国、県が大きく対応してきた同和対策事業、こういうことについても当然必要だという形で、ある時期強引に進められたということがあります。けれども、本町においてそれを超えた形で幾つかの問題点が出ました。</p> <p>　　というのは、国、県ではなくて町単位で、例えば適性課税という呼び名をつけますが、町民税がありますね。町民税から固定資産税、そういうふうな税が回避される問題や、個人施策という形で言われる、そういうような部分というのが大変進んだことがあります。同和地区の子供だけが特別な奨学金がもらえる、それが町独自でやられる、何かそういうことをぜひやめようという、そういうことが1点あります。財政的にも、相当大きな問題点ということが起こります。</p> <p>　　もう一つは、人権教育の中で同和教育という名前を使って隣保懇ということが、各隣保と隣保の話し合い、同和地区の方との話し合いの中で、これはほとんど運動団体の運動理論で運営をされるような、そういうことから行われました。だから、そういうことについてはやめていただきたいということがありましたし、あるときは同和対策事業完了宣言のまちの報告ということも、講演会そのものが運動団体によってつぶされる、こんなことも実際に起こってしまったということがあります。そんな点では、産みの苦しみという形でやっと統一がされて、今すべての黒田庄町の住民の方の人権を守る、そんな方向で大きく動き出しました。</p> <p>　　ですから、運動団体ともはっきり線を引くという点で、人権教育協議会が13年度末に発展的に解消したというそんな点があります。</p> <p>　　西脇市において行われてます人権教育協議会、これはそういう側面というのは比較的少ないだろうというふうに予想しています。十分わかりませんが、けれども黒田庄町の住民の方というのは新しくそういうような組織ができるということについては、大</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 北脇委員</p>	<p>変危惧されている。私自身も大変危惧している、そんな面がありますので、当分の間そういうふうな組織としては、新たに黒田庄町でつくるといことはぜひやめていただきたいというように思いますし、当然人権教育や人権啓発でそういうようなことを、行政がやるべきこと、また住民としていろんな講演会に参加をする、こういうことは当然のこととして必要なことだというふうには思いますが、そういうような組織を黒田庄町にまでさっと合併にあわせて作り直すということについては、少し時間をいただきたいという点をお願いしたいと思います。</p> <p>ちょっと長くなって申しわけありませんでした。</p> <p>北脇委員。</p> <p>北脇です。町長の今の報告に反対するんやけど、同和対策事業とですね、我々人権教育協議会という話は全然別個なんでね。町長の意見と私の言うのは違いますんでね。それだけ言うときます。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>ほかにございませんか。はい、東野委員。</p> <p>黒田庄町の東野です。前回、協議第28号の公共的団体等の取扱いの協議の中で、私が入権教育の取扱いについて要望しました。その要望に対して西脇市の助役さんが西脇市の見解を述べてくださいました。助役さんの言葉の中で、「人権を大切に尊重しながら、人権文化の花を咲かせたい」というようなことを思っている黒田庄町も西脇市も基本的にはかわりなく、人権教育が私はなされていくものと感じておりました。</p> <p>後でも、協議会の中で北脇委員より質問があり、市長様が誠意ある答えをしてくださいました。そのときに、私やほとんどの委員さんが何のことか理解ができませんでした。後に、私の発言と助役様の見解について、ある方が合併協の事務局へ強く抗議されたと聞きました。また、ある大会の議案書に町長が、黒田庄町の町長ですけど、町長が合併すれば人権教育をしなければならなく</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>内橋議長 三谷委員</p>	<p>なるという差別姿勢むきだしの態度で、住民に合併反対をあおっているという文章が載っておりました。</p> <p>皆さんご承知のように、町長は西脇市との合併を強く望んでいます。このような文章は事実無根であり町民の意に反するものです。それ程、人権教育に西脇市と黒田庄町では大きな違いがあります。再編とか調整の中で、十分に黒田庄町の到達点を尊重していただきたいと思います。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。三谷委員。</p> <p>三谷です。いろいろ、北脇議長なりの意見もあつたりしたわけですけども、僕の考え方としては人権問題というのはやっぱり大事だと思えますし、それからいろんな過去の経緯なり、いろんな形であるわけですけども、時代の変遷の中でいろいろ団体活動いうものも変わってきたと思えますし、そういう形でその最後に挙げとるように、調整内容、お互いの経緯を踏まえて新市において調整すると、こういう形で慎重に今後検討していただくということで、いいじゃないかというふうに思いますので。</p> <p>以上です。</p>
<p>内橋議長 上田委員</p>	<p>はい、ほかにございませんでしょうか。はい、上田委員。</p> <p>黒田庄町の上田です。先ほどから、やはり私も黒田庄町の住民の1人として、この問題は非常に過去、今日までエネルギーを非常に使って、やっと今日の方向性、そういうものが出せました。</p> <p>そこで、一番心配なところは、今西脇市の方でやっておられるその人権教育推進という中身のことについては、もう少し勉強をして中身のことがわからないと申し上げられませんが、合併した後にお互いに調整して、一番心配するところは調整という言葉なんです。</p> <p>調整ということは、黒田庄町や西脇市で10という人権教育の推進をやっておられる、黒田庄町にはなくなったからゼロだと。それを調整して5つのことを、10とゼロと足して2で割って5</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 840 403 929">内橋議長 長谷川委員</p>	<p data-bbox="448 315 1327 465">つのことを、やはり合併後の黒田庄町地区にも、言葉は悪いんですけども、押しつけてそれを指針にやってもらうという方向になりはしないかという、一番心配なんです。</p> <p data-bbox="448 488 1327 813">ですから、先ほど町長の話の中にもありましたように、とにかく合併後当分の間は、黒田庄町の総合事務所が存在する間については、従来どおりの黒田庄町の今いってる方向で、継続していただきたいという黒田庄町の住民の願いがあるように私は思っておりますので、そのあたりをどうか理解をしていただきたいと思えます。</p> <p data-bbox="448 835 1061 873">ほかにございませんか。はい、長谷川委員。</p> <p data-bbox="448 896 1327 1164">黒田庄町の長谷川です。この発展的に解消の経緯については、今町長からも説明ありましたとおりですので、町民も十分承知してると思えます。かといって、すべてが人権問題について、あるいは人権教育協議会について、問題が解決したかというところではなくて、やはり問題は絶えず残っておると思えます。</p> <p data-bbox="448 1187 1327 1337">事実、そのために一般住民の方による立ち上げで現在黒田庄町では町人協という組織が、しっかりとした活動をやっております。</p> <p data-bbox="448 1359 1327 1863">活動内容については、特定の団体というんじゃなくて、政府が出した法律に基づいた内容に基づいてしっかりした、ここ数年活動をしておりますし、私もそれにときどき参加いたします。そういう面におきましては、改めて行政主導型というタイプじゃなくて、既にそういう住民のパワーでもって進めている団体に、むしろバックアップ、財政的にはやっぱり人権啓発運動の講演をやったら、それを講演者の謝礼とか、そういったことが応援できるような組織の考え方で、ぜひ続けていただきたいというように、私は考えております。</p> <p data-bbox="448 1886 614 1924">以上です。</p>
<p data-bbox="268 1944 391 1982">内橋議長</p>	<p data-bbox="448 1944 1327 1982">ほかにございませんか。いろいろご意見をお聞かせいただいた</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>わけでございますが、ご案内のとおりこの協議会は公開の場で議論をしていただくということでございまして、当然議事録もきちっと作成をいたします。</p> <p>それぞれ出ました意見というのは、真摯に受けとめまして、新市におきましてこういった経緯も踏まえて調整をするということとしていきたいなというふうに思っております。</p> <p>したがいまして、お諮りをしたいと思っておりますが、調整内容1番から6番まであるわけでございますが、この協議第42号の各種事業（人権政策推進事業）の取扱い、この原案について賛成の方の挙手をお願いいたしたいというように思います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、挙手多数でございます。挙手18名でございます。よって、協議第42号各種事業（人権政策推進事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に協議第43号各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、協議第43号について説明させていただきます。資料の方は20ページからでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（3）西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。</p> <p>（4）環境審議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>恐れ入りますが、21ページの資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>し尿処理につきましては、西脇市の場合、市の住民サービス公社に委託し、収集運搬を行っております。黒田庄町は、許可業者1社により行われております。汲み取り料金に差異があります</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>が、これは西脇市は投入場所が社町の北播衛生事務組合、黒田庄町は山南町の氷上多可衛生事務組合という、処理体制等に違いがあるため、この処理体制及び料金は現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>浄化槽の汚泥処理につきましては、西脇市は許可業者 7 社により、黒田庄町は許可業者 2 社により収集運搬を行っております。浄化槽汚泥、各処理につきましても、し尿処理と同様、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、22 ページをごらんいただきたいと思います。公営墓地事業につきましては、西脇市高松霊園につきましては、住民サービス公社に施設管理を委託しております。この西脇市高松霊園につきましては、新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、環境審議会でございますが、西脇市環境審議会、黒田庄町さわやかなまちづくり審議会が設置されております。いずれも、環境の保全、環境の創造についての基本的な事項を調査審議する機関ですが、委員構成に差異がございます。</p> <p>環境審議会につきましては、深刻化する環境問題への取組を強化するため、新市において新たに設置することといたします。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
	<p>協議第 43 号各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの、協議第 43 号についてご質問、ご意見をお受けいたしたいと思います。何かございませんか。はい、宮崎委員。</p> <p>黒田庄町の宮崎ですけれども、これはちょっとお尋ねしたいんですけれども、22 ページの環境審議会の審議委員の選出なんですが、これはどのような形で、例えばある程度の地区の方からの代表制をとられているのか、西脇市全域を見わたせるような委員さんが配置されているのか、その辺の委員さんの選出方法をちょっとお尋ねしたいと思いますが。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>専門部会長が来ておりますので、そちらの方からお答えいたします。</p>
藤原住民福祉 副部会長	<p>西脇市の生活環境課長でございます。特に、学識経験者という方といたしましては、一応これまでの選任いただいた形ですと、大学の先生、あるいは自然環境、環境関係に詳しい活動、ボランティア等の活動をされている方を選任をいたした経緯がございます。</p> <p>また、住民代表といたしましては、地区の区長さん、あるいは女性団体関係の代表の方などに入っております。よろしいでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
宮崎委員	<p>ありがとうございました。それで、新市において新たに設置する際の場合なんですけれども、新市全域の環境を見わたせられるような、地元代表とか委員さんの選任もしくは配置の検討をよろしくお願いしたいと思います。</p>
内橋議長	<p>ほかにございませんか。はい、北脇委員。</p>
北脇委員	<p>北脇です。1点だけ。この内容についてはよくわかるんですが、業者の方も違いますし、投入する場所も違うんでね、これはもう料金が異なってくるというのわかるんですが、新市になりましたらこの業者についてはもう一遍新たに契約をし直して、料金の調整というのはそのときにはやっぱりやられるんですか。やらないかんよね。投入するところは違うんやけどね、せやけど向こうへ持っていきよるのが160円で拒否されたら、こっちが200円やというようなことは、ちょっとまずいん違うんかいなと思いますねんけども。</p>
事務局長	<p>西脇市の環境課長が来ておりますので、その方から概要になると思いますがお答えしていきます。</p>
藤原住民・福祉副部会長	<p>西脇市の生活環境課長です。今のご意見よくわかるんですけど、ただひとつ問題がございまして、西脇市の場合はし尿の収集</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>北脇委員 藤原住民・福祉副部長</p>	<p>手数料は、西脇市の条例で定めて西脇市が収入しているという形になっておりまして、黒田庄町の場合ですと氷上多可衛生事務組合の手数料料金になってますので、黒田庄町の方でかえることはできないんです。</p> <p>せやから言うとするんです。</p> <p>というようなこともございまして、たしか黒田庄町が手数料条例を定めておれば、ある程度お互いに話し合いをしながら、西脇市と黒田庄町で話し合いをしながら、いつごろ一緒にしようかというような話もできるかと思うんですけども、この手数料条例の場合、基本的に氷上多可のし尿の手数料条例という形をとっておりますので、氷上多可事務組合の方との調整ということも必要になってきますので、ちょっと現在のところは難しいのではないかなと思っております。</p>
<p>北脇委員</p>	<p>いやいや、せやから今わかった上で言いよるわけや。せやから、新市と今度は契約するんですやろ。南桃苑と。今は黒田庄町と氷上多可とやるとるんですね。せやけど、こんどは西脇市と氷上多可のいわゆる契約になるわけですわ、契約書とるのに。だからそういうときには、いろんな条件は一緒になってくるやろと、そういうふうに思いますけど、間違ってます。そうならんとおかしいの違うかなと、そういうふうに思いますかね。</p>
<p>事務局長 藤原住民・福祉副部長</p>	<p>生活環境課長の方から。</p> <p>生活環境課長でございます。現在の、料金の形で契約せざるを得ないと思っております。</p>
<p>北脇委員</p>	<p>いやいや、今現在はそうなるとるんや。せやけども、例えばその契約とかなんとか、西脇多可になっとるけども、今度は西脇市と南桃苑いきますわな。南桃苑と契約になるわけでしょう。だから、そのときにはそういう料金体系というのは一律になるんですね言いよるんです。</p>
<p>事務局長</p>	<p>林住民課長がお見えですので。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
林住民・福祉 部会員	<p>黒田庄町の林でございます。今北脇委員からのご質問でございますけど、この11月に氷上郡が丹波市という名前で合併されます。一旦その合併前にとりあえず南桃苑を脱退されて、合併後また丹波市として参入されるという格好になっておりますので、本町と西脇市の合併の、合併前に南桃苑を脱退し、合併後西脇市として参入するという格好になりますので、委員のご意見で合うわけでございますけど、そういうような格好で契約というんですか、参入していくという格好になりますのでご理解願いたいと思います。</p>
内橋議長	<p>ほかにございませんか。ほかにないようでございますので、採決をいたしたいと思えます。お諮りいたします。協議第43号各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第43号各種事業（保健衛生事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>それまでに、ちょっと訂正をしておきたいと思えます。協議第42号につきまして、挙手の人数の訂正をさせていただきたいと思えます。協議第42号についての挙手、18人と申し上げましたが、17人ございました。訂正をいたします。</p> <p>それでは、協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについての説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第44号についてでございます。資料の24ページ、恐れ入りますがよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>各種事業（健康づくり事業）の取扱いについてでございます。（1）母子保健事業（訪問事業）については、現行のまま新市に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>引き継ぐ。</p> <p>(2) 母子保健事業 (相談事業、健診事業) の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。</p> <p>(3) 子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 予防接種事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>(5) 成人・老人保健事業 (集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドッグ受診助成事業) については、新市発足時に再編する。</p> <p>(6) 成人・老人保健事業、(個別健康教育・相談事業) については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>(7) 健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>25 ページ、恐れ入りますがよろしくお願いたしたいと思えます。まず、母子保健事業ですが、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問事業については、両市町差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、母子保健事業の相談事業3事業と、26 ページの健診事業3事業は、両市町、対象、回数及び会場に差異がありますので、新市発足時に西脇市の例により統合することとしております。ただし、内容につきましては調整をしております。この母子保健事業の相談事業、健診事業は合併後は西脇市健康づくりセンターにおいて実施することになります。</p> <p>次に、27 ページでございますが、子育て支援ネットワークですが、これは黒田庄町において、幅広い分野で住民や関係職員により組織されており、講演会や交流会が実施されております。西脇市につきましては、事業実施に向けて体制づくりを調整中でございます。</p> <p>子育て支援ネットワークについては、急激な少子化が進む中、</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>地域ぐるみで子育てを支援する体制を構築する必要があることから、新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、予防接種事業ですが、対象者や徴収金に差異はないのですが、接種の時期等が違うため27ページ右の欄、ちょっと小さい数字でございますが、そこに記載しているとおり再編し、疾病の第一時予防に努めます。</p> <p>次に、28ページの成人・老人保健の集団健康教育・相談事業ですが、両市町とも地区住民を対象に毎回テーマを決め、健康教育や個別相談を行っております。新市発足時には、時期や内容を再編し、適切な健康教育や相談体制により疾病の予防や早期発見につながるよう調整してまいります。</p> <p>また、個別健康教育・相談事業につきましては、西脇市の例により、高脂血症健康教育、喫煙者健康教育、糖尿病健康教育を実施してまいります。</p> <p>次に、健康診査事業でございますが、両市町とも町ぐるみ健診・休日健診として、各種検診を行っております。時期、対象、徴収金につきましてはそれぞれ差異があるため、再編することといたします。</p> <p>具体的な案につきましては、28ページの右の欄に記載しております。ごらんいただきたいと思います。</p> <p>30ページの、人間ドッグの受診助成事業ですが、対象者、医療機関、助成内容ともかなり差異がありますので、これも新市発足時に再編し、医療機関につきましては、西脇病院と大山病院といたします。</p> <p>最後に、健康づくり推進協議会でございますが、幅広い分野の委員を選出し、健康づくりに関する基本的な方策の検討や推進、調整をしていただいております。委員の構成等を調整し、市民の健康づくりを推進するため、新市において新たに設置することといたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>はい、協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第44号について、ご質問、ご意見等お受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、宮崎委員。</p>
宮崎委員	<p>黒田庄町の宮崎ですけども、これもちょっとお尋ねしたいと思うんですが、母子保健事業等、26ページですね。母子保健事業と、そして28ページの成人、老人保健に関しての健診場所等が、いまのところ母子保健事業に関しましては市の健康づくりセンター1か所に定められているんですけども、これは確定なんでしょうか。地域性を重んじて2か所で行うとか、その辺の柔軟な対応は可能なのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんです。</p>
事務局長	<p>健康福祉の専門部会長、櫛原課長がお見えになっております。その方からお答えいたします。</p>
櫛原住民・福祉部会長	<p>住民・福祉部会長の櫛原でございます。ただいま、宮崎委員さんからのご質問ですけれども、母子健康事業等の場所でございますけれども、実際両市町の担当部会で調整をしまして、ここにも挙げてますように、実質対象者数の人的なものが、両市町調整しても1か所で効率化を図れるんじゃないかということで、西脇市の健康づくりセンター1か所ということに調整をさせていただいております。</p> <p>状況としましても、黒田庄町では保健センターで実施をしておりましたけれども、やはり場所的なものとやはり職員対応等も含めた中で、やはり効率的に実施をしていけばという方向で調整をさせていただく中で、健康づくりセンターで実施をするということで調整をしております。</p> <p>以上です。</p>
内橋議長	<p>はい、宮崎委員。</p>
宮崎委員	<p>はい、わかりました。ただ、その27ページの子育て支援ネッ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="225 723 419 871">事務局長 櫛原住民・福 祉部会長</p>	<p data-bbox="435 315 1335 405">トワークなのですが、これに関しましては大変喜ばしいことだと思っております。</p> <p data-bbox="435 432 1335 696">今申し上げました母子保険事業の検診に関しまして、この子育て支援ネットワークの生涯学習課と一緒にやられて、母子手帳の配布時から、この子育てネットワークに関しましては関連性があるのです。それはご存じだと思うんですが、その辺の調整はどのようにされておられるのかちょっとお尋ねしたいと思うんですが。</p> <p data-bbox="435 723 1062 757">専門部会長がおりますので、お答えします。</p> <p data-bbox="435 784 1335 1104">専門部会長の櫛原です。ただいま、委員さんのご質問であります子育て支援ネットワークの関係でも、今西脇市におきましては調整中ということでございますし、現在本町で行っております子育て支援ネットワークの部分について、今委員さんご指摘の母子手帳等の配布の部分につきましても、調整をして実施をしていく方向で考えております。</p> <p data-bbox="435 1131 1335 1395">本町は、それぞれ各機関異なります教育委員会部局ですとか、生涯学習センター、また保健センター等の各機関の連携を図った中でネットワークを継続している部分につきましては、十分そういった活動についても継続していけるように、新市の中でも調整を図りながら対応していきたいというように思っております。</p> <p data-bbox="435 1422 1335 1630">また、具体的にはそういった細かな点について、調整がまだできかねておりますので、十分そういったことも含めて調整を図る中で、新市の中に引き継いでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p data-bbox="225 1659 419 1742">内橋議長 宮崎委員</p>	<p data-bbox="435 1659 703 1693">はい、宮崎委員。</p> <p data-bbox="435 1720 1335 1977">はい、ありがとうございました。ただ、もう一つ添えておきたいのが、子育て支援ネットワークに関しましては、単なる育児の補佐的なシステムだけではなくして、親同士のネットワーク、そして地域のネットワークも含めた自治組織にも大変重要な位置に示してくるものだと思っております。その辺のことも踏まえた</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>上で、十分なお検討とご協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。ないようでございませんで、採決いたしたいと思ひます。</p> <p>お諮りいたします。協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございませんで。よつて、協議第44号各種事業（健康づくり事業）の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>ここで、15分間休憩をさせたいと思ひます。よろしくお願ひします。35分から。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時51分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 3時05分 再 開</p>
内橋議長	<p>それでは、再開をさせたいと思ひます。</p> <p>傍聴席の方、すみませんで、もう少し静かにお願ひいたしますように、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次に協議第45号各種事業（学校教育事業）の取扱いについて、事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第45号について、32ページをお願ひいたしたいと思ひます。</p> <p>各種事業（学校教育事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）ALT（英語指導助手）招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>（3）学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(4) 幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>(5) 幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(6) 預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>(8) 奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定した者については、現行の制度を適用する。</p> <p>(9) 学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p> <p>ちょっと補足が長くなりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>35ページをお願いしたいと思います。まず、通学区域でございますが、西脇市は小学校が6校、中学校が3校、黒田庄町は小学校が2校、中学校は1校で、それぞれ通学区域が定められております。この通学区域は、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。</p> <p>次に、36ページの英語指導助手招致事業ですが、両市町とも中学校を中心に英語指導を行っておりますが、採用手続等に差異がありますので、西脇市の例により調整し、大人から子供まで豊かな国際感覚が育つよう、事業の推進に努めることといたします。</p> <p>次に、学校園建築、大規模改修、耐震診断、耐震改修ですが、子供たちが快適に安心して学習できる環境づくりに向けて、校舎やプールなど、老朽化した施設の整備計画を早期に立て、順次実施していくことといたします。</p> <p>次に、幼稚園保育料ですが、入園料は両市町差異がありません</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>が、保育料が西脇市は5,000円、黒田庄町は4,500円となっております。保育料につきましては、合併の年度は現行のとおりといたしますが、徴収方法も含めて、翌年度から西脇市の例により統合いたします。</p> <p>次に、幼稚園の降園バス事業ですが、黒田庄町において通園距離が長い地区の希望園児について、降園時のみ運行されております。この降園バス事業は、当分の間現行のとおりとし、新市において調整いたします。</p> <p>次に、39ページ、預かり保育でございますが、西脇市において幼稚園保育終了後、家庭で保育できない園児を対象に、西脇幼稚園と重春幼稚園で実施されております。黒田庄町におきましては、学童保育にあわせて実施されております。今後の協定項目、社会教育事業の中で、現状を説明させていただくことになっております。</p> <p>この預かり保育事業につきましては、多様な子育てニーズを踏まえ、子供を持つ親への支援をするため、現行のまま新市に引き継ぐこととします。</p> <p>次に、要・準要保護就学援助でございますが、この制度は学校教育法に基づき、教育費の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に設置されております。</p> <p>認定基準のうち、所得の基準に若干差異がありますが、給付内容はほぼ同様となっております。</p> <p>就学援助につきましては、合併の年度は現行のとおりとし、翌年度に再編することとします。</p> <p>次に、奨学資金でございますが、西脇市奨学金貸付事業は、対象が高校、高専、短大、大学に在学している者で、金額は月額1万5,000円から3万円、貸付期間につきましては、申請の月から翌年3月31日までとなっております。</p> <p>黒田庄町ふるさと奨学金の貸与事業は、対象者が短大、大学に</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1541 389 1570">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1771 389 1800">東野委員</p>	<p data-bbox="448 315 1321 577">入学した者で、金額は月額5万円となっております。期間は、申請の月から正規の修業年限までで、将来黒田庄町の発展及び活性化に貢献する有為な人材を育成するという目的から、卒業後黒田庄町に住居している間は、返還の免除が受けられること等、大きな差異があります。</p> <p data-bbox="448 607 1321 689">この奨学金貸付事業につきましては、新市発足時に再編いたします。</p> <p data-bbox="448 719 1321 981">黒田庄町の奨学金給付事業につきましては、貸付事業を再編する予定があることから、廃止することといたします。ただし、貸付事業、給付事業とも、合併前日までに両市町が認定した者については、現行の制度、つまりそれぞれの市町の制度を適用いたしてまいります。</p> <p data-bbox="448 1010 1321 1160">次に、学校給食センターでございますが、西脇市のセンターの調理の能力が1日4,500食、黒田庄町のセンターは1日1,100食でございます。</p> <p data-bbox="448 1189 1321 1272">調理能力の限界の問題から、現行のまま新市に引き継ぎ、それぞれの施設として運営をしていくことといたします。</p> <p data-bbox="448 1301 1321 1451">給食費につきましては、西脇市の場合は光熱水費等も含め設定されておるため差異がございますので、徴収方法等も含めて新市において再編してまいります。</p> <p data-bbox="448 1480 938 1509">以上、よろしく願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1538 1321 1733">はい、協議第45号各種事業（学校教育事業）の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの、協議第45号について、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。東野委員。</p> <p data-bbox="448 1762 1321 1957">黒田庄町の住民会議で質問が出ましたが、36ページ、ALTの招致事業ですけれども、英語教育がますます重要性を帯びてきますが、その中で各校に1人ずつ対応してくれるのか、3人で再編されるのか、西脇市の例により調整するとありますが、どのよ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長 藤井教育部会 長</p>	<p>うな考えでしょうか。</p> <p>それと、もう1点よろしいですか。42ページ学校給食センターの件ですけれども、ここで西脇市の施設の老朽化に伴い改修の必要があることを記載されていますけれども、先には統合に向けて1か所という方向で進んでいくのでしょうか。それとも現状のまま。</p> <p>教育の専門部会長のほうから答えていただきます。</p> <p>失礼します。西脇市の教育総務課長でございます。まず、ご質問の第1点目のALTの招致事業でございますけれども、西脇市の場合は3つの中学校に2人でございます。資料36ページにございますが、黒田庄町は現在1名ということでございます。協議の中では、西脇市、黒田庄町、新市におきまして合計3名でぜひいきたいとの希望を持っておるところでございます。</p> <p>それから、第2点目の給食センターでございますが、資料42ページにございますように、西脇市の場合、昭和45年11月にできました施設で老朽化もしております。黒田庄町は、平成9年ということで新しゅうございますが、ある時期、まだ時期等は未定でございますが、老朽化も進んでおりますことから1か所にまとめて調理等を行いたいとの考え方を現在持っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>はい、東野委員。</p> <p>そしたら、ALTの3名という方向性が出されているわけですが、人員によって調整がなされるのか、現状のままで進めるのか、どうなんでしょうか。</p>
<p>事務局長 藤井教育部会 長</p>	<p>専門部会長から答えていただきます。</p> <p>西脇市の教育総務課長でございます。西脇市の2名におきましては、西脇中学校に1名、それから南中、東中に学期をかえまして、1学期、2学期というように形を変えまして配置を途中で変</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>更するような形でございます。</p> <p>そのような中で、黒田庄町におきましては、この1名の方が黒中におられますとあわせて、社会教育関係、それから幼稚園、小学校等にも活動されておると聞いておりますが、そちらの方も尊重しながら1年間黒中におられるか、それとも全般的な中で学期ごととかに配置がかわるか、まだ未定でございますが、そこらも含めまして検討をしていきたいと考えております。</p>
三谷委員	<p>はい、三谷委員。</p> <p>三谷です。ALTの勤務状況に対してお尋ねしたいわけですが、36ページ、黒田庄町では毎週水曜日に7時から9時まで公民館で英会話講座を持っておるわけです。現実、持っておるわけですし、その中には西脇市からも受講されてるといふようなことも耳にするわけですが、この勤務の今の状況いうものを新市になったらどういふふうに、やはり同じように講座をどこかで持つというふうな、そういう考えはないんでしょうか。どうですか。</p>
事務局長 藤井教育部会 長	<p>専門部会長がおりますので、答えていただきます。</p> <p>失礼します。教育総務課長でございます。先ほど申しましたように、今委員さんおっしゃいますように、黒田庄町におきましてはその派遣がジェットプログラムにおいてされております。更新時期が9月で、毎年更改がされておるようでございます。西脇市の場合は、民間委託というふうな形で4月から年度間というふうな形の、雇用、それから契約、それぞれ違う形態でございます。</p> <p>そのような中で、西脇市におきましてもあと社会教育関係、教室等につきましては別な方を1名その時間単位でお願いをして、小学校等へ配属しているところでございます。黒田庄町におきましては、現在委員がおっしゃいましたような形でございますが、まだそこらのことについてははっきりはしておりませんが、現在の状況もできるだけ尊重しながら調整をしていきたいと考えてお</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	ります。
三谷委員	三谷委員。 三谷です。ぜひとも、継続できるように調整をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。
内橋議長	はい、小林委員。
小林委員	先ほど、市長の方から日程についての相談ということで、あいさつの中でございました。お尋ねでございますけども、この中に合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統合する、あるいは再編するという文言がございます。
事務局長	<p>現在、協議会で決まっておりますのは、合併は17年3月31日と決まっております、その場合に3月31日に合併しまして、翌年度となりますと。すぐ4月1日からという形になります。文言を少しどうされますか、先送りされるのか、もちろん合併の期日によっても全然変わってくると思っておりますので、ちょっとこの辺は整合性がとれないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。</p> <p>委員さんおっしゃいますように、3月末に向けて今努力をして、文言についてもこういうような表現をしております。とりあえず、できるだけこの方向に向け努力しておるという中で、またそういう時期がきましたときに、具体的には時期的に検討していく議案ということであれば、そのとき検討させていただきます。今のところは、3月末までに確認をいただいて、合併に向けてということで、文言をこういうような形にさせていただいておりますのでよろしくご理解を賜りたいと思います。</p>
小林委員	そうしますと、3月31日にもし合併ができた場合、4月1日からということでもいいんでしょうか。4月1日から再編する、あるいは統合するという理解でもいいんでしょうか。
事務局長	そのとおりでございます。

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
小林委員 内橋議長 生田委員	<p>ああ、そうですか。はい。</p> <p>はい、生田委員。</p> <p>西脇市の生田です。(3)の36ページ耐震診断、耐震チェックのことについてお聞きしたいんですけども、学校の校舎とか体育館、そのほか公共施設の耐震チェックはされておるとは思いますが、阪神淡路の大震災から10年近くたちまして、人々の気持ちはややもしますと、のどもと過ぎれば熱さ忘れるといいますか、何かこう風化しつつあるようにも思いますが、そんな中で特に、こういう学校関係の耐震チェックを十分していただいて、例えば水害などでその体育館などに避難しているときに、地震でもあってつぶれたというようなことがありますと、悔やんでも悔やみきれない事態を招くことがあるやもしれませんので、耐震チェックをどのくらいされているのかわかりませんが、相当古い建物があるようでございますので、その辺のところをお聞きしたいんですけども。</p>
事務局長 藤井教育部会 長	<p>専門部会長が来ておりますので、その方から答えします。</p> <p>西脇市の教育総務課長でございます。資料の36ページに、西脇市、黒田庄町それぞれ一覧を設けております。ここに挙げておりますように、おっしゃいますように、耐震診断を行って、それから必要なものについては耐震改修を行いたいと、常々考えてるところでございます。</p> <p>ただ、実際に耐震診断を行いまして耐震を実施した施設はあまりございません。資料の中では、37ページの一番上にございますように、西脇中学校が平成8年、9年、10年と、大規模改修とあわせて実施をいたしております。</p> <p>それから、その資料の中で横線を引いておりますところが、新建築基準法によって実施されましたところで、耐震診断等は必要なものとなっておりますのでございます。診断、それから実施というところが空欄になってるところは、できるだけ速やかに行う</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>べきものというような施設でございます。</p> <p>ただ、その建築年等ごらんいただきましたら、それぞれに昭和45年であるとか、昭和30年代であるとかに建築がされまして、大体20年から25～26年の間に大規模改修等を実施しております。施設の耐用を60年、50年と見ましたときに、折り返し点を過ぎた施設が、特に西脇市には多ございますので、次に今耐震診断、改良をすべきものか、それとも考え方としてはできるだけ、計画的に、早期に改築という形に持っていくのが適当であろうという議論の中で、校舎の方の改築をできるだけ、可能な限り早期にやっていきたいと考えているところでございます。ご理解願いたいと思います。</p>
生田委員	はい、わかりました。
内橋議長	ほかにございませんか。はい、村井委員。
村井委員	<p>5番の、幼稚園の降園バス事業について、普通の言い回しですと新市に引き継ぎ、新市において調整するというのが普通だと思うんですが、特に当分の間現行のとおりということで、特に何か含みがあるんかどうか、お聞きしたいんです。</p>
事務局長	専門部会長の方から答弁いたします。
藤井教育部会長	<p>失礼します。西脇市の教育総務課長でございます。黒田庄町におきます降園バスにつきましては、わざわざそのためのバスを購入してではなしに、資料にございますように保育園のバスを活用してという形で、シルバーの方に委託をされております。年間50万円ぐらいというようにお聞きしておるわけでございます。</p> <p>それで、大変遠方でもありますしということで、当分の間は現状を維持しながら、その後また長い目の中で考えていくというような形で、現状存続いう形を打ち出しております。</p> <p>以上でございます。</p>
内橋議長	ほかにございませんか。はい、宮崎委員。
宮崎委員	黒田庄町の宮崎ですけども、35ページの通学区域に関してち

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長 藤井教育部会 長</p>	<p>よっとお尋ねしたいんですけども、新市において現行のまま引き継ぐということで、それはよろしいかと思うんですが、今後少子化が進んでいく中で、再編等、見直し等の考えとか、またそういう時期が将来的なシミュレーションも含めて上がっているのかどうか、少しお尋ねしたいと思います。</p> <p>専門部会長が来ておりますので、お答えいたします。</p> <p>失礼します。西脇市の教育総務課長でございます。通学区域については、それぞれ現状で大きな問題点はないとして、設定しております。今、委員さんおっしゃいましたように、将来におきまして学校規模等、それから人口規模等がいろいろ変わることも考えられます。そのようなときにおきましては、場合によっては変更することも不可能ではございません。</p> <p>ただ、行政において一方的に行うのではなしに、保護者の方、児童生徒、それから地域等の、みんなの合意によることが必要かと考えております。</p>
<p>内橋議長 宮崎委員</p>	<p>はい、宮崎委員。</p> <p>その言葉のように、確かに保護者、また地域等に十分確認をしていただいた上で、協議の上、そういう時期にきましたらよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それと、もう一つは新市になって西脇市となるわけすけれども、これ前もちょっとお尋ねしたんですが、黒田庄町立黒田庄中学校という名前をどうするかということも、また挙がってくると思うんです。そのときには、行政の方でこの名前でいこうという形じゃなしに、地元のまた教員の方を含めた上で、生徒の方たち、保護者の方にもまた意見を確認しあいながら学校名等の検討もよろしくお願ひしたいと思いますので、つけ加えておきますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局長 幹事長</p>	<p>幹事長の方から、方向なり考え方を説明させていただきます。</p> <p>幹事長の藤原でございます、今は西脇市におきましては、南</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>中、東中、西脇中学校という名前でございますが、そういった議題も上がっていましたが、また今後いろんな住民の方々の意見を聞いて、そういった問題については考えていく。行政側で、一方的にこうしようという決めていくものではないだろうと。今後、やはりPTA等ともよく協議をさせていただいて、皆にわかりやすい、そういった方向で検討していくことであるだろうと思っておりますので、ご意見を賜りたいと。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでございますので、採決いたしたいと思っております。お諮りいたします。協議第45号各種事業（学校教育事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第45号各種事業（学校教育事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局長	<p>次に、協議第46号各種事業（文化振興事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>協議第46号について説明をさせていただきます。資料でいきますと、45ページでございます。お聞きいただきたいと思います。</p> <p>各種事業（文化振興事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>まず市町の指定文化でございますが、47ページに挙げております。ごらんいただきたいと思います。</p> <p>西脇市は有形文化財13件、民俗文化財4件、記念物3件、合計20件の指定文化財がございます。黒田庄町は有形文化財が6件でございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 840 389 875">内橋議長</p>	<p data-bbox="448 315 1321 405">この指定文化財につきましては、すべて新市に引き継ぐこととします。</p> <p data-bbox="448 432 1321 757">次に、指定文化財の維持管理事業でございますが、指定文化財に係る管理、修理、保存にしましては両市町とも予算の範囲内で補助金を交付する制度がございますが、西脇市の場合は補助対象内容や、補助金の額の規定があることから、新市において西脇市の例により統合し、新市の貴重な財産である文化財を後世に継承するための保存に努めてまいります。</p> <p data-bbox="475 781 1059 817">以上でございます。よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="448 842 1321 1048">はい、協議第46号各種事業（文化振興事業）の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの、協議第46号について、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思っております。何かございませんか。</p> <p data-bbox="448 1072 1321 1223">ないようでございますので、採決をしたいと思っております。お諮りいたします。協議第46号各種事業（文化振興事業）の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p data-bbox="772 1247 995 1283" style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p data-bbox="448 1308 1321 1458">はい、ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、協議第46号各種事業（文化振興事業）の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p data-bbox="475 1482 1002 1518">以上で、協議事項は終了いたしました。</p> <p data-bbox="448 1543 1321 1749">次に、次第の事前提案事項に入りたいと思っております。事前提案事項につきましては、前回までと同様、今回提案説明をさせていただき、次回にご意見等をお聞きし、協議をすることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1774 1321 1863">それでは、協議第47号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について、事務局より説明願います。</p> <p data-bbox="268 1888 389 1924">事務局長</p> <p data-bbox="448 1888 1321 1977">事前提案資料の1ページをお願いいたしたいと思っております。各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>(1) 道路照明灯・防犯灯の設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>(2) 市道・町道については、現行のまま新市の市道として引き継ぎ、新市において新たな市道認定基準を定め、認定道路の見直しを行う。</p> <p>(3) 道路及び河川改良事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、黒田庄町の区域については当分の間、認定外道路及び排水路改良事業を対象に、現行の黒田庄町町単独補助事業を実施する。</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整する。</p> <p>資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。まず、道路照明灯及び防犯灯でございますが、両市町とも夜間における交通事故の防止と住民の安全を図る目的で設置されておりますが、西脇市は要綱において場所、設置方法を規定されており、黒田庄町は要綱等が未整備でございます。</p> <p>この、道路照明及び集落間を結ぶ防犯灯については、両市町とも道路管理者が設置し、維持管理を行っておりますが、集落内の防犯灯につきましては、西脇市の場合当初のみ市が設置をし、黒田庄町は地元自治会が設置することとなっております。</p> <p>また、維持管理につきましては、両市町とも地元自治会の管理となっております。この道路照明灯・防犯灯設置及び維持管理については、新市発足時に西脇市の例により統合し、事故や事件の未然防止に努めることといたします。</p> <p>次に、道路認定でございますが、16年4月1日現在におきまして、両市町の市道、町道認定路線を一覧表にしております。西脇市は、1級が35路線、2級が24路線、その他が727路線で、黒田庄町は1級が7路線、2級が14路線、その他が472路線となっております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>道路法第 8 条において市町村道は市町長が認定し、議会の議決を経て公示しなければならないとしております。西脇市は、認定基準を設けておりますが、黒田庄町は認定基準が特に設けられておりません。ほとんどの道路を町道として認定しておられます。</p> <p>市道・町道につきましては、現行のまま新市の市道として引き継ぎますが、認定基準に差異があるため、新市において新たに認定基準を定めて、認定道路の見直しを行うことといたします。</p> <p>次に、5 ページの道路改良事業ですが、市道、町道の種別ごとに工事の種別等に応じて負担割合を一覧表にしております。上の段の新設改良工事、舗装新設工事、補修工事等については、公費を充当することで差異はございません。</p> <p>下の段の、用地取得、物件補償については、黒田庄町の場合すべて町道については公費で負担していますが、西脇市は市街化区域以外の 2 級市道と、その他の市道は 50% 地元負担となっており、差異がございます。市道、町道認定外の道路改良事業につきましては、6 ページに現況を記載しております。</p> <p>西脇市では、要綱により生活道路と位置づけられるものについては、請負工事費の 2 分の 1 を地元が負担し、市が予算の範囲内で施工する生活道路整備事業を行って、整備後の維持管理は地元が行うこととなっております。</p> <p>新市においては、認定道路の見直しを行うことから、道路改良事業については新市発足時に西脇市の例により統合することといたします。</p> <p>また、黒田庄町は先に申しあげました道路改良事業以外に、町単独補助事業として、集落が施工する道路改良工事及び排水路改良工事で査定設計工事額 10 万円以上のもの、かつ、公共性を持ち、住民の共有に帰すると認められる事業につきましては、出来高設計額の 10 分の 7 を町が助成する制度がございます。</p> <p>この黒田庄町単独事業補助事業につきましては、事業主体が</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p data-bbox="268 1422 389 1458">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1653 389 1688">宮崎委員</p>	<p data-bbox="448 315 1321 757">集落であるため、工事費が安価に抑えられるというメリットがあり、住民から存続の強い要望があることから、当分の間黒田庄町の区域において実施することといたしますが、認定道路については、道路法第16条第1項の規定により、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うこととされており、集落が改良工事を施工することは道路管理者の責務において不相当であることから、事業対象は認定外道路及び排水路改良工事に限定することといたします。</p> <p data-bbox="448 779 1321 936">次に、急傾斜地崩壊対策事業でございますが、この事業の実施については、工事に要する費用の一部をその利益を受けるものから負担金として徴収することができます。</p> <p data-bbox="448 958 1321 1048">西脇市においては、事業認定の箇所が現在ございませんので、地元負担金を徴収する規定は設けておりません。</p> <p data-bbox="448 1070 1321 1160">黒田庄町は、事業を実施しており、町が負担する費用の10分の3を受益者負担金として徴収しております。</p> <p data-bbox="448 1182 1321 1339">急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者負担金は、新市発足時に黒田庄町の例により調整し、自然災害の発生に備えることといたします。</p> <p data-bbox="448 1361 1321 1397">以上、提案でございます。よろしく申し上げます。</p> <p data-bbox="448 1420 1321 1621">協議第47号各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）について、説明が終わりました。この協議47号について、この資料についてのご質問がございましたら、お受けしたいと思えます。何かございませんか。はい、宮崎委員。</p> <p data-bbox="448 1644 1321 1973">資料の3ページの右側、黒田庄町のところなんです、中ほどからちょっと下の照明施設の維持管理という項目なんです、ここで町設置の道路照明施設の維持管理については町が行う。ただし、地元設置の防犯灯の維持管理については地元が行うとあるんですが、個人の場合これを地元個人と読みかえさせていただいてもよろしいんでしょうか。その辺だけ、ちょっと判断をお願いし</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
事務局長	<p>ます。</p> <p>今おっしゃいました、個人のやつは個人というようにちょっと今、報告を受けたんですが。</p>
宮崎委員 内橋議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>ほかに何か。資料についてのご質問ございませんか。</p> <p>ないようですので、次に協議第48号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>協議第48号、説明させていただきます。資料でいきますと、10ページでございます。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>各種事業（上・下水道事業）の取扱いについて（その2）でございます。</p> <p>（1）下水道事業等及びその認可区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（2）下水道事業等の受益者負担金・分担金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。</p> <p>（3）下水道使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。納付方法については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>（4）水洗化促進事業については、新市において再編する。</p> <p>11ページから14ページまでをごらんいただきたいと思うんですが、両市町の下水道事業を事業の種類ごとに記載をしております。施設ごとに下水道の名称、処理区分、排除方式、全体計画を一覧表にしております。</p> <p>西脇市の公共下水道事業は、処理場がなく、小野市にあります加古川市上流浄化センターという流水下水道に接続している下水道事業でございます。また、農業集落排水事業は地区ごとに9施設でございます。</p> <p>黒田庄町につきましては、処理場を有する公共下水道事業が1施設と、農業集落排水事業が3施設、さらにコミュニティ・プラ</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>ント事業が1施設ございます。これらの下水道事業及び認可区域については、事業の種類や採択要件などが全く異なるために、現行のまま新市に引き継ぎ、現行の処理体制、管理体制により事業を行っていくこととなります。</p> <p>14ページにこの下水道事業の受益者負担金、分担金でございますが、西脇市の公共下水道事業につきましては受益者負担金として、区域内に所有する土地の面積1㎡当たり550円を乗じた金額を徴収しております。100坪の宅地ですと18万円程度となるわけでございます。</p> <p>また、農業集落排水事業につきましては分担金として施設整備に要する事業費の100分の5を地区もしくは委員会に一括賦課徴収をしております。1戸当たりの分担金を換算しますと、実施済みのところでございますと、合山地区で約33万、中畑地区で約27万、水尾地区で20万となっております。</p> <p>一方、黒田庄町の場合は負担金として下水道の種類にかかわらず、公共ます1基当たり一律17万円となっております。黒田庄町につきましては、下水道事業平成12年度に既に完了しております。分担金の徴収につきましては、新規の下水道設備を設置する方だけになっていると。</p> <p>この西脇市につきましては、農業集落排水事業は住吉地区を最後に、本年度事業を終了しますが、この公共下水道につきましては平成21年度まで事業が継続いたします。</p> <p>受益者負担金・分担金につきましては、積算の方法に大きな差があるため、当分の間現行どおりとし、西脇市の事業が完了する平成21年度以降を目途に、段階的に調整することといたします。</p> <p>次に、下水道の使用料でございますが、西脇市の公共下水道事業は水道の使用料において料金設定をしております。一般の汚水の場合は、基本料金が10㎡以下で750円、従量料金は11㎡</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>から30m³までは、1m³当たり100円となっており、計算例に記載しておりますように、1か月間に30m³の水道を使った場合、2,750円の使用料でございます。</p> <p>井戸水を使用している場合は、井戸水と水道水を併用してる場合の計算方法も記載しておりますので参考にさせていただきたいと思えます。</p> <p>農業集落排水事業は、基本料金が1,600円、人数割りが1人500円で、4人家族の場合は月3,600円となります。</p> <p>一方、黒田庄町は下水道の種類にかかわらず基本料金が4,000円、人数割は1人300円で、4人家族の場合は月5,200円になります。</p> <p>下水道の使用につきましても、積算方法に差異があり、格差が大きいため、当分の間現行どおりとし、新市において積算方法の統合を基本に、段階的に調整することといたします。</p> <p>また、16ページの納付方法でございますが、両市町とも水道料金の徴収にあわせて、下水道使用料の徴収をしているため、水道料金と同様、西脇市の例により隔月徴収といたします。</p> <p>最後に、水洗化事業でございますが、西脇市は汲み取り便所の水洗化及び排水設備の設置、又は改造工事を対象に、1戸につき80万円以内で資金融資をあっせんする制度がございます。</p> <p>黒田庄町は、同一の工事を対象に、1戸当たり100万円以内の融資を受けたとき、年3%以内の利子を町が補給する制度がございます。</p> <p>水洗化促進事業につきましては、今後下水道の接続率を向上させることが急務であることから、新市において再編をすることといたします。</p> <p>17ページには先進地事例、18ページには関係法令を記載しております。参考にさせていただきたいと思えます。よろしく願いしたいと思えます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>はい、協議第48号各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）について、説明が終わりました。協議第48号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に協議第49号各種事業（その他事業）の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第49号、資料でいきますと19ページでございます。ごらんいただきたいと思えます。</p> <p>各種事業（その他事業）の取扱いについて。</p> <p>指定金融機関、収納代理金融機関等については、西脇市の例により調整する。</p> <p>23ページをごらんいただきたいと思えます。そこに、地方自治法第235条におきまして、市町村は政令の定めるところにより、金融機関を指定し、市町村の公金の収納、又は支払い事務を取り扱わせることができるとしております。</p> <p>両市町とも、指定金融機関制度に導入しておりますので、新市において新たに指定金融機関を設定する必要があります。</p> <p>また、施行令第168条の2において、指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払事務を総括するとしております。</p> <p>21ページ、ちょっと戻っていただきたいわけでございますが、西脇市は三井住友銀行、黒田庄町はみのり農業共同組合が、現在指定金融機関でございます。また、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納代理郵便官署をそれぞれ定めております。</p> <p>5番目の出納取扱金融機関につきましては、西脇市の場合は水道事業は三井住友銀行、病院会計がみなと銀行となっておりますが、黒田庄町におきましては普通会計と同様でございます。</p> <p>この指定金融機関、収納代理金融機関等につきましては、新市発足時に西脇市の例により調整することといたします。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>22ページに先進事例を記載しております。ごらんいただきたいと思ひます。以上です。</p> <p>協議第49号各種事業（その他事業）の取扱いについて、説明が終わりました。協議第49号について、資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思ひます。何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に協議第50号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	<p>協議第50号について提案をさせていただきます。資料24ページでございます。議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。</p> <p>（1）新市の議会議員の定数については、22人とする。</p> <p>（2）両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>（3）在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p> <p>まず、定数でございますが、27ページをごらんいただきたいと思ひます。地方自治法第91条第2項により、市町村の議会の議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数が超えない範囲内で定めなければならないとしております。両市町の人口から見ますと、第5号の人口5万人未満の市に該当し、法定26名以内ということになっております。</p> <p>資料戻っていただきまして、25ページをごらんいただきたいと思ひます。この下の方の段でございますが、議員定数の現状でございますが、西脇市は現在条例で20人、黒田庄町は12人が定数でございます。合計32人の議員さんがおられます。</p> <p>また、近隣の市町の状況は、人口4万9,000人の小野市で20人、5万1,000人の加西市についても20人ございま</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>すが、最近合併をした先進事例を見ますと、人口3万人の養父市で22人、3万6,000人の朝来市で26人と決定されております。</p> <p>新市における議会議員の定数は、22人として提案させていただきたいと思います。</p> <p>次に、合併特例法を適用しない場合、適用する場合、どのような選択があるかという説明をさせていただきたいと思います。25ページの上段の表をごらんいただきたいと思うんですが、まず合併特例法を適用しない場合がございますが、議会議員は合併の日に全員失職し、50日以内に設置選挙を行うこととなります。任期は、設置選挙の日から4年となり、先に説明しましたように定数は26名以内でございます。</p> <p>また、合併特例法第6条による定数に関する特例を適用した場合、同じく議会議員は全員失職し、50日以内に選挙を行い、任期は設置選挙の日から4年ですが、定数は地方自治法の定数の2倍を超えない範囲で、条例で定めることができます。両市町の場合は、26人の2倍で52人以内ということになります。</p> <p>次に、合併特例法第7条による在任に関する特例を適用した場合でございますが、合併と同時に選挙を行わず、関係市町の協議により合併後2年を超えない範囲内で引き続き議会の議員として在任できます。よって、定数は合併前の両市町の議会の定数である32人となります。</p> <p>それでは、西脇市と黒田庄町の場合は、新市発足から7か月以内の間在任特例の適用を提案をいたします。この在任特例適用の理由といたしまして、まずひとつは黒田庄町地域での不安の解消ということでございます。新市の基礎固めの時期に、黒田庄町地域の実情や特性を踏まえた、対等であるべき議論が保障できるのか、議員数の偏りが予測され、住民の声が届きにくくなるのではないかと、このような住民の不安を解消することが大切でござい</p>

発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ます。</p> <p>二つ目につきましては、この合併協議会や幹事会、さらには専門部会や分科会において、確認をしてきました合併協定項目の内容、このような経緯と地域の実情に詳しい現議員さんの在任が必要と考えているものでございます。</p> <p>合併特例法において、在任特例が設けられている意義というものは、今も申しました事柄が重視されるものと理解をしております。</p> <p>また、7か月という期間でございますが、現在協議いただきます協定項目について、新市発足までに調整をするべき内容を、新市の施策として反映し、予算化し、議会の議決をいただくには、およそ2回の議会の定例会が必要ではないかと考えております。</p> <p>この2回の定例会において、協定項目の内容が予算に反映されているかどうかを検証し、審議をいただくための期間として6か月、さらに議会議員の選挙と定例会の開催月が重ならないように、1か月をいただき、7か月以内の間という提案をさせていただいたところでございます。</p> <p>26ページに先進事例、27ページ、28ページに関係法令を載せております。</p> <p>もう1点、この在任特例中の議員の報酬でございますが、29ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>(3)現在の報酬月額を見ていただきますと、西脇市と黒田庄町で大きな差異がございます。この市と町という行政規模に差異がある上に、黒田庄町の議員の報酬につきましては県下の町と比較しましても低いラインであるため、大きな差異となっております。</p> <p>(1)の在任特例をした場合の報酬でございますが、それぞれの現行の報酬を適用しますと、7か月で1億501万7,000円</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>となります。西脇市の報酬を適用いたしますと、1億2,972万4,200円となります。</p> <p>また、(2)の西脇市の報酬を適用した場合、定数別報酬額は22人の定数の場合、1億5,986万円となります。</p> <p>在任特例中の議員の報酬につきましては、それぞれの現行の報酬額を適用するということで提案をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>協議第50号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、説明が終わりました。協議第50号について、この資料についてのご質問がございましたらお受けしたいと思えます。何かございませんでしょうか。はい、小林委員。</p>
小林委員	<p>資料についてお尋ねいたしますが、まず原案は合併特例法適用ということですので、合併特例法第7条を適用した場合のことについてお尋ねしたいんですが、設置選挙は行わない。つまり、7か月以内ということですので、議員として引き継ぎ在任されるということですが、その後の選挙はどういうふうになるんでしょうか、お尋ねしたいと。何日以内とか、7か月以内の在任であれば、あとどういう形で選挙が行われるかということについてお尋ねしたいと思えます。</p>
事務局長	<p>7か月の前に選挙ということがございます。</p>
小林委員	<p>そうしますと、選挙の日程についてはどなたがどういうふうに決められるかということがございますけども。</p>
事務局長	<p>事務局の見解でございますので、もう少し調べないけませんけれども、選挙管理委員会といった行政委員会がございますので、ここで審議をなさって通常の場合選挙の日程などいろんなことを決定されるというように聞いております。</p> <p>ただ、公職選挙法等ございますので、その中でそういうものを決定されるというように認識はしております。</p>
小林委員	<p>選挙の日程についてはそれでわかりましたけども、そうします</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長</p>	<p>と今度いわゆる設置選挙ではありませんので、首長の選挙が50日以内、そうしますと7か月以内で市議員さんの選挙というふうに理解していいということでございますね。</p> <p>そうしますと、ちょっとその議員報酬についてのシミュレーションがございしますが、選挙についても実は設置選挙、首長の選挙と、それから時期がずれまして7か月以内でまたその選挙をされるということになりますので、ぜひその資料として選挙に係る費用、こういったこともぜひ検討材料に加えていただきたいのが1点でございます。</p> <p>それと、もう一度そういうことができるんでしょうか。</p> <p>誠心誠意調べて、資料を提供させていただきたいと思いますが、とりあえず今まで行った決算ベースでの資料ということで作らせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>それともう1点、ちょっとお尋ねしたいんですが、合併特例法を適用しない場合の規定についてここに書いてあります。このときに、実はその定数についての条項がございまして、地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口をもとに、区ごとの上限数の範囲で条例で定めるとなっております。そうしますと、これは条例で定めないとこの定数は決められないということでございますでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本来そうかもしれませんが、そこに掲げてあるように、この議会で条例で設置をするわけなんですけど、今回の場合はこういう合併の特例法、こういう中でこういう協議会の中で方針をいただいてという方向の中で決めますので、それ以後、決めた以後については、ここに述べているように方法が適用される、理解しております。</p>
<p>内橋議長 小林委員</p>	<p>はい、小林委員。</p> <p>すみません。そうしますと、やはり協議会で人数を決めて、例</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
<p>事務局長 小林委員</p>	<p>えば合併特例法を使わないというふうに決まったとしますと、そこでの定数はあと議会で協議してもらおうと。議会で決まれば、それで次の新市の定数になるというふうに理解していいんですね。</p> <p>そのように理解しています。</p>
<p>内橋議長 東野委員</p>	<p>はい、わかりました。いずれにしましても、意見については次に述べたいと思いますけども、非常に財政計画なり、何なりを見てみますと、非常に厳しい状況の中ですので、ぜひこの際市民が注目をしておりますこの定数、あるいは在任特例につきましては、財政計画ということを最優先に、ぜひご検討をいただきたいと、こういうふうに思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。はい、東野委員。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先ほども、3点の提案内容について、ある程度説明を受けたんですけれども、幹事会で順次話し合いがなされて、提案をされたものだと思います。この提案された経緯、経過をもう少し、なぜこういうような提案内容になったのか、先ほどもございました、大変核心にかかわることですので、もう少し説明をお願いしたいと思いますが。</p> <p>この幹事会の報告等も含めて、説明せいということなんですが、今回資料についての質問でこらえていただきまして、この資料につきましては事務局で報告させていただきますので、事務局の方からの補足ということで説明させていただきますので、ご了解賜りたいと思います。</p> <p>まず、議員定数22人、この理由でございますが、この議員定数につきましては多い方がこの民意が反映されるというような見解、また一方で行財政の面からは少ない方が、この見解はいろいろございます。</p> <p>そういう状況の中で、近隣の自治体での資料を25ページにお示ししているわけなんですけれども、人口が7万6,682人の</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>三木市で23人、人口4万5,435人の小野市で20人、5万1,150人の加西市で20人、このような状況になっております。人口的に見ますと、4万6,000人の小野市とほぼ類似をしているのではないかと思います。新市におきましては、それぞれの市町の特徴や特性を配慮しながら審議をいただくという、この合併を特殊事情に考えまして、通常の運営がなされている小野市の20人よりも多い22人という判断をして提案をさせていただきました。</p> <p>また、この在任特例の適用につきましては、新市発足時にここまでいろんな協議をいただいて、調整項目をしっかりと施策に反映していただきたい。</p> <p>もうひとつは、この新市発足にあたりましては膨大な条例制定、それから予算の議決等、適切に審議をいただくためには、この両市町の施策に精通されている議員さんに審議をいただくのがよいという判断のもとで、在任特例の適用を提案をさせていただきます。</p> <p>また、7か月という期間でございますが、合併時に市長、町長さんは失職をされ、50日以内に選挙という、選挙で新しい市長さんが選任されますが、これまでの間、その間は市長の職務執行者がその職務を代行します。この新市発足の月には、臨時議会が開催され、職務執行者が新市の発足と同時に専決処分をした、さまざまな条例や暫定予算を報告し、議会で承認されるのが必要でございます。</p> <p>合併の2か月目には新しい市長が誕生し、2回目の議会が開催され、新市長のもとで新しい助役さん、収入役さんなどの選任同意がなされます。その次の、翌月議会では暫定予算にかわり、本市の新市の本格予算が提案されますが、新市長の、新しい市長の政策的な判断を盛り込んだ予算の編成につきましては、時間的な余裕がなく、本当の意味での新市の予算の編成につきましては、</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p>さらに予算を精査をしたり、次の議会にて補正予算として提案する必要がございます。</p> <p>その後、次の議会に補正予算を提案し、新市の予算が出来上がる。このような流れの中で、市議会の臨時会及び定例会の開催を配慮して、あわせて議会の開催月と議員の選挙が重ならない、このようなことを考えた場合に、7か月が必要であろうという提案をさせていただいております。</p> <p>また、一方その議員報酬でございますが、それぞれ現行の報酬を適用することと提案をさせていただいておりますが、この合併の大きな趣旨は行財政改革を掲げております。現在の、各市町の報酬の合計額を超えないことが必要であるという考え方から、このような報酬にふたつの制度の適用がよいと判断をして、提案させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
内橋議長	ほかにございせんか。はい、宮崎委員。
宮崎委員	今、事務局長から説明をいただいたものでよろしいんですが、この事務局案に対しての補足資料として今口頭で述べていただいたやつを、資料として書面ではいただけませんかでしょうか。
事務局長	それでは、もう少しうまく書かせまして、職員がおりますので、お渡ししたいと思います。よろしくお願ひします。
宮崎委員	できれば、全委員さんにお願ひします。
事務局長	議長の許可を得ましたので、全委員さんに配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
藤井委員	一つお尋ねいたします。この合併協といい、首長さんは失職というわけですけども、この特別職のあれはどうなんですか。そのままやるのか、失職なんか、その辺のことを聞かしていただきたいと思ひます。
事務局長	市長も失職をし、ここにおります助役さん、収入役さん、教育長と、全員失職で、ちょうど新しい市が発足したときは職務執行

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>者が1人で、あと助役さんも収入役さんもいらっしゃらないという状況の中で、そして50日の間に市長が新たに選任されて、この新しい市長さんによって助役さん、収入役さんの選任案件を議会提案という状況でございます。全員もちろん失職でございます。</p> <p>ほかによろしいですか。ほかになにか発言ございませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、この問題でいま請求がございました選挙費用の問題と、それから今説明いたしました事務局案の内容の文書等は、事前に配付させていただきたいというように思います。</p> <p>それでは、ないようでございますので、以上で事前の提案事項については終了いたします。</p>
事務局長	<p>次に、その他としまして、協議会日程について、事務局から説明お願いしたいと思います。</p> <p>まことに申しわけないわけなんです、冒頭に議長の方からお願いしました協議日程のことでございます。未提案の合併協定項目の協議を、早期に確認を願うために、協議会の追加をさせていただきたい。何とか、この事務レベルでできる合併協定項目等を8月中に協議会を開催させていただいて、終了したい。そういうような中で、会長からも指示がございまして、日程等の調整をとるわけでございますが、前回にもお願いして10回目の協議会を8月26日に予定をさせていただいております。</p> <p>そういう中で、8月中にいろいろ調整を図るとるわけなんです、お盆休み等の関係で無理な状況で、この8月26日の協議会のあと、9月の中旬に現在まだ調整中でございますが、9月6日の開催に向けて調整中でございます。なお、9月6日も恐れ入りますが、夜の6時半ごろからの時間帯で協議会の開催をできないかということで、調整をしております。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
内橋議長	<p>そういうことで、追加をして協議を願うと、まことに恐縮でございますが、そういう日程調整をしております。それをあわせますと、この10回目を8月26日、黒田庄町中央公民館で1時半から開催させていただき、その次に9月6日にこの場所で、そして12回目を9月30日の木曜日、生涯まちづくりセンターで1時半からということで、この11回目をその日程で調整中でございますので、よろしくご理解のほどを賜りたいと思いますので、いたらないことで事務局から少しちょっと先走った提案かも知れませんが、ご審議を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>協議会の日程について説明がございました。委員の皆さん方には大変お忙しい中で、ご迷惑をおかけいたしますが、今言いました9月6日に協議会を開催させていただくということで、日程を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、まことに恐縮ですが、9月6日の月曜日の午後6時半から第11回の協議会をこの場所で開催をさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局長 内橋議長	<p>食事は用意します。</p> <p>事務局より、ほかに。</p> <p>ございません。</p> <p>事務局よりほかにないようですが、委員の皆さんから何かございましたらお受けしたいと思います。</p> <p>ないようでございますので、それでは、閉会にさせていただきますと思います。</p> <p>本日は、委員の皆さん方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、また長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきまして本当にありがとうございます。傍聴にお越しの皆さん方も、どうもありがとうございます。</p>

発言者	議 題・発 言 内 容・決 定 事 項
	<p data-bbox="448 315 1323 465">これからまだまだ暑い日が続きますけれども、どうぞ体には気をつけていただきまして、次回の協議会もよろしくお願いを申し上げます。</p> <p data-bbox="448 490 1323 584">以上をももちまして、第9回の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p> <p data-bbox="703 663 1066 696">午後 4時17分 閉 会</p>